

(平成 19 年第 3 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会：報告書)

日 時 平成 19 年 8 月 29 日 午後 1 時 30 分

場 所 北海道自治会館 6 階 特別会議室

- ・ 日程第 1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定
(井上久男置戸町長・三輪茂日高町長)
- ・ // 第 2 会議録署名議員の指名
・ 大森木古内町長、南谷厚岸町議会議長
- ・ // 第 3 会期の決定 本日一日(8 月 29 日)
- ・ // 第 4 報告第 1 号 例月出納検査結果報告について
- ・ // 第 5 承認第 1 号 組合規約の一部変更の専決処分について (原案承認)
・ 平成 19 年 6 月 13 日「十勝中部広域水道企業団」が脱退することにより規約を変更したものです。(変更規約の施行日—平成 19 年 6 月 30 日)
- ・ // 第 6 認定第 1 号 平成 18 年度歳入歳出決算認定について (原案認定)
・ 山本(浦臼町長)監査委員から監査報告 (資料別添)
- ・ // 第 7 議案第 1 号 平成 18 年度一般会計決算剰余金の基金積立停止について (原案可決)
・ 決算剰余金を基金に積立てることなく、その全額を平成 19 年度に繰越することにしたものです。
- ・ // 第 8 議案第 2 号 退職手当条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)
・ 雇用保険法等の一部改正に伴う関係規定の改正
- ・ // 第 9 議案第 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)
・ 国家公務員、北海道職員の例に準じ職員の勤務時間について改正
① 休息時間の廃止 ② 育児・介護を行う職員の早出遅出制度を設ける
- ・ // 第 10 議案第 4 号 平成 19 年度一般会計補正予算(第 1 号) (原案可決)
(資料別添)

*協議報告 組合褒賞要綱の廃止について

- ・ 議会議員、監査委員、常勤職員に対する褒賞制度を廃止するものです。

〈別添資料〉

- ① 出納状況調(一般会計執行状況) ② 基金貸付利用状況調
- ③ 給付業務の進捗状況 ④ 退職手当支給状況調 ⑤ 資金収支の状況
- ⑥ 「谷川組合長挨拶要旨」

・ 組合の現況についても説明しておりますので参考にしてください。

以上報告いたします。

北海道市町村職員退職手当組合議会議員

福島町議会議長 溝 部 幸 基

(平成 19 年 第 3 回組合議会定例会 谷川組合長挨拶)

と き 平成 19 年 8 月 29 日(水) 午後 1 時 30 分

ところ 北海道自治会館 6 階 特別会議室

本日、ここに平成 19 年第 3 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

又、皆様にはそれぞれの市町村において、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、日々懸命なご努力をされております事に対し、深甚なる敬意を表しますと共に、本組合の議員として組合運営の推進にご尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、本日の定例会のご提案いたします案件につきましては、先に皆様方に送付いたしました会議案にてご承知いただいているものと存じますが、以下、恒例により当組合の現況報告と共に、提出議案の概要について申し述べ、ご審議に際しての参考に供したいと存じます。

まず、組合の現況についてであります。

平成 19 年度における予算執行などの状況につきましては、皆様のお手元に監査委員からの出納検査調書による報告がございますので、ここでは詳細な説明は省かせていただきますが、予算の進捗状況につきましては、本年度の 3 分の 1 を経過した 7 月末現在において予算総額のうち、歳入ではその 48.8%、歳出では 9.5%の額が執行されております。

この結果、収支差引の歳計現金は 86 億 2 千万円余の残高を保有しており、退職者への給付業務にも支障を来たすことなく、組合財政は順調に推移いたしております。

また、7 月末現在における退職者への給付業務につきましては、昨年同期に比べ退職者数で 75.2% 増加しておりますが、これらの詳細につきましては、後ほどお手元の出納検査調書をお目通しいただきたいと存じます。

続いて今定例会における提出議案の概要についてご説明いたしますが、今回ご提案をいたしますのは、報告案 1 件、専決処分に係わる承認案 1 件、平成 18 年度決算の認定案 1 件、単行議決案 1 件、条例改正案 2 件及び補正予算案 1 件の計 7 件であります。

まず、専決処分の報告とその承認についてであります。ご提案をいたしますのは、当組合に加入する一部事務組合のうち、『十勝中部広域水道企業団』の脱退に伴う規約の一部変更に関する専決処分であります。地方自治法 179 条第 1 項の規定により議会を招集する暇がないと認めたことから、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づきご報告し、ご承認を得ようとするものであります。

次に、平成 18 年度歳入歳出決算認定についてであります。まず、歳入総額 331 億 9,882 万 5 千円となっております。それに対し歳出総額 331 億 7,823 万 8 千円で、この結果、歳入歳出差引 2,058 万 7 千円の剰余金が生じました。

この剰余金の処分につきましては、本来であれば基金条例の規定により、一定率以上の額を基金に積み立てる事となっておりますが、今回は平成 19 年度予算において既に基金からの取崩しを行うこととなっておりますので、この際、決算剰余金は基金に積み立てることなく、その全額を繰越すことにいたしたいと存じます。

したがって、基金条例に基づく積立ては、これを行わないことから、別途、『決算剰余金の基金積立停止』に関する単行議決案をご提案いたしておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

なお、この決算の内容につきましては、去る 7 月 10 日、山本・竹田両監査委員の審査を了し、そのご意見を得て本日、議会の認定に付する次第であります。

次に、条例の一部改正案の 2 件についてであります。その 1 は『退職手当条例の一部改正案』でありまして、雇用保険法等の一部改正に伴う関係規定の改正であります。

その 2 は『職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案』であります。国家公務員や北海道職員の例に準じ、職員の勤務時間について所要の改正を行うというものであります。

続いて、平成 19 年度一般会計補正予算案についてであります。

補正の内容とその額の詳細につきましては、ご提案のさいにご説明いたしますが、その概略を申し上げますと、まず歳出では、本組合の財政診断を外部に委託するための費用の新規計上を始め、過去 3 ヶ年における事前納付金の清算額が確定したことに伴う還付金の減額補正と、十勝中部広域水道企業団が当組合から脱退することに伴う清算還付金の補正を行っております。

一方、歳入では、事前納付金の清算額確定に伴う清算納付金と繰越金について所要の追加補正を行い、更に今回の補正に要する財源調整を基金繰入金と歳出の予備費によって行った結果、歳入歳出それぞれ 8,583 万 9 千円を減額し、補正後の歳入歳出総額を 361 億 6,586 万 5 千円に定めようとするものであります。

以上、提出議案について、その大要を申し述べましたが、詳細につきましては、事務局長等をして説明いたさせますので、よろしくご審議いただき、いずれも原案通りご決定賜りますようお願い申し上げます。